

市民税の徴収強化のために

区の税務部を廃止して 市税事務所を開設

札幌中部民商

札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
ホームページ
http://www.tyu-min.com
Eメール
info@tyu-min.com

札幌市は10月から各区役所の税務部を廃止して、5カ所の市税事務所に統合するプランを進めています。区役所に置いてあるチラシには「コスト削減」「組織のスリム化」等と書かれていますが、実際は「無申告者への調査」「市税滞納者への徴収強化」が大きな目的です。市の税政部との懇談で全貌が見えてきました。

**「滞納者への徴収強化が目的」
税政部担当課長が言明**



▲市税務部と札幌4民商と札幌社保協、共産党市議団が行った懇談会(市役所)

14日に行った札幌市税政部と札幌4民商・札幌社保協との懇談では4民商側の「市税事務所開設は、新たな徴収強化が目的ではないか」の質問について、税政部担当課長は「税源移譲で市税の位置づけが増す中で、滞納者への徴収強化と、無申告者への調査を強める」と回答。さらに「納付率向上のため、特別チームを編成して徴収強化に取り組む」「国保料と合わせて財産調査を強化して、滞納者をなくしていく」と発言しました。

**すでに一部区役所では
徴収強化の動きも**

市税の納付相談で区役所に行った際に担当者から「10月から市税事務所が開設されたら、穏やかな相談では済まなくなる」と言われ、「いったいどういう事なのか?」と会員が相談に来たとの報告も入っています。4民商では「引き続き札幌市と交渉を続け、要望書を提出しながらこれ以上の徴収強化に反対していこう」と運動を進めています。

- ◎市税事務所の担当区**
- ◇中央市税事務所
*中央区
 - ◇北部市税事務所
*北区・東区
 - ◇東部市税事務所
*白石区・厚別区
 - ◇南部市税事務所
*豊平区・清田区・南区
 - ◇西部市税事務所
*西区・手稲区



クレジット・サラ金もう借りれない?
クレジットカードも使えない?
「改正貸金業法」学習会のご案内

6月から施行される改正貸金業法について、下記の日程で学習会を開催します。
すでに何人もの会員から「カードで買い物しようとしたら、カードが使えなくなっていた」「クレジットの借入ができないと言われた」などの相談も寄せられています。
法律の内容やポイント、今後の対策等を学び合い、商売と生活対策をともに考えましょう。

日時:5月18日(火)
午後5時30分~6時30分
場所:中部民商事務所
講師:未定(たかさき法律事務所の弁護士)

☆参加希望者は、民商へ連絡を(資料等の準備で)



消費税の「付表」は 収支内訳書と同じ扱い

確定申告を終えた会員から「消費税申告書の付表を提出してほしい」という封書が税務署から来たが、どうしたらいいのか」との問い合わせが来ています。3月の税務署交渉でも確認しましたが、「消費税の確定申告書の付表(2・5)については、収支内訳書と同じ扱いであり、提出されていない方に送付しますが、提出しない事での罰則はありません」と回答しています。これから収支内訳書も送付されてきますが、改めて班・支部で税金や申告について話し合います。



民商(事務所)・商互新懇休みのお知らせ

- *5月はカレンダー通りの休日とさせていただきます(1日はメーデー参加のため、事務所を休ませて頂きます)
- *緊急の場合は下記の連絡先へ

横江会長879-5222 富堂局長577-6802

*印刷・輸送の都合で5月3日付の商工新聞は休刊となります(5月10日付から発行します)